農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

南丹市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

南丹市は、京都府のほぼ中央に位置し、太平洋に注ぐ水系と日本海に注ぐ由良川水系の分水嶺をなす丹波産地に位置している。市の面積の約80%が山地で、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により、耕作放棄が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、南丹市では、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じた経済活動や生活環境等が改善されるように期待する。

このような効果が期待される多面的機能を円滑に効果的に実施する上で集落相互間等の連携、生産性収益の向上、担い手の定着などを積極的に図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、南丹市では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	南丹市全域	法第3条第3項第1項、第2号及び第3号に掲げる事業を推進する。

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎法指定地域 南丹市全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地

緩傾度で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草牧草地で8 度以上15度未満

2 集落協定の共通事項

特になし。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、南丹市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

特になし。